

# 11 市税に関する証明

担当課  
資産税課 024-924-2091

## 交付申請場所

- 資産税課(市役所西庁舎2階) ●各行政センター及び連絡所
  - 緑ヶ丘市民サービスセンター(緑ヶ丘ふれあいセンター内)
  - 市民課※1(市役所西庁舎1階) ※1 所得・課税証明書及び納税証明書のみ交付となります。
  - 郡山市民サービスセンター※2(ビッグアイ6階 毎週月曜日は休所日)
- ※2 平日午後5時15分から7時まで及び土・日曜日・祝日は、所得・課税証明書及び納税証明書のみ交付となります。

## 交付手数料

1通 250円(1納税義務者 1年度)

※令和3年1月から現金払いのほかにクレジットカード払い、電子マネー払い、QR決済ができるようになりました。

## 主な税務証明書

- 所得・課税証明書 ○納税証明書 ○登録証明書 ○無資産証明書
- 固定資産証明書 ○名寄帳 ○固定資産課税台帳記載事項証明書
- 評価証明書 ○公課証明書 ○事業所所在証明書

## 必要書類等

本人が申請に来る場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○マイナンバーカード(個人番号カード) ○運転免許証 ○パスポート</li><li>○運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)</li><li>○障害者手帳 ○在留カード ○特別永住者証</li><li>○その他、官公署発行で顔写真付の身分証明書等</li><li>◆本人確認:いずれか1点の提示が必要です。</li></ul>
相続人が申請に来る場合	<p>上記の証明書類をお持ちでない場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○各種健康保険の資格確認書 ○年金手帳 ○納税通知書</li><li>○預金通帳 ○母子手帳 ○実印と印鑑登録証明書</li><li>○実印と印鑑登録証(印影のあるもの) 等</li><li>◆本人確認:いずれか2点の提示が必要です。</li></ul> <p>戸籍謄本、法定相続情報一覧図(法務局認証済みのものに限る)等の提示が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆相続人の本人確認</li></ul> <p>「本人が申請に来る場合」の本人確認書類と同じものがが必要です。</p>

市税に関する証明

代理人が申請に来る場合	住民票上同一世帯親族の場合	<p>●所得・課税証明書 ●納税証明書 ●登録証明書 ●無資産証明書 代理人が納税義務者等と住民票上同一世帯の親族の場合は、代理人の本人確認ができれば委任状等は必要ありません。</p> <p>◆代理人の本人確認 前ページの「本人が申請に来る場合」の本人確認書類と同じものがが必要です。</p>
	法定代理人の場合	<p>対象となる方の戸籍謄本、法定相続情報一覧図(法務局認済みのものに限る)等と法定代理人(親権者や成年後見人等)である資格を証明する書類が必要です。</p> <p>◆代理人の本人確認 前ページの「本人が申請に来る場合」と同じものがが必要です。</p>
	任意代理人の場合	<p>納税義務者等からの委任行為(代理権等の授受)及び代理人であることの確認が必要です。</p> <p>◆委任行為の確認(下記のものいずれか一つが必要です。)</p> <p>① 納税義務者が署名または記名押印(認印も可)した委任状等 ② 納税義務者等の実印と印鑑登録証明書 ③ 納税義務者等の実印と印鑑登録証(印影のあるもの)</p> <p>◆代理人の本人確認 前ページの「本人が申請に来る場合」と同じものがが必要です。</p>
借地・借家人、訴訟当事者等が申請に来る場合		<p>関係する固定資産に係る一定の権利があること及び本人の確認が必要です。</p> <p>◆権利の確認</p> <p>① 借地・借家人等…賃貸借契約書、地上権その他の権利があることを確認できる書類 ② 破産管財人等、固定資産の処分をする権利がある一定の方…当該権利があることを確認できる書類 ③ 民事訴訟費用等に関する法律で規定される訴えの提起等の申立てをしようとする方…申立書の写し</p> <p>◆本人確認 前ページの「本人が申請に来る場合」と同じものがが必要です。</p>
法人の場合	代表者が申請に来る場合	<p>◆代表者の本人確認 前ページの「本人が申請に来る場合」と同じものがが必要です。 ※本市への法人の届出又は商業・法人登記簿謄本の提示等により代表者であることの確認が必要です。</p>
	従業員が申請に来る場合	<p>◆社員証等、従業員であることが確認できるもの(名刺不可)</p> <p>◆従業員の本人確認 前ページの「本人が申請に来る場合」と同じものがが必要です。</p>
	その他代理人が申請に来る場合	<p>◆法人からの委任状 ※委任状には、「法人の代表者氏名の自署」又は「法人印若しくは代表者印の押印」のいずれかが必要です。</p> <p>◆代理人の本人確認 前ページの「本人が申請に来る場合」と同じものがが必要です。</p>

令和5年6月14日からオンライン請求による税務証明書の申請手続きが可能となりました。

軽自動車の継続検査(車検)に係る納税証明については、市民税課軽自動車税窓口、各行政センター・連絡所及び郡山市民サービスセンターで取り扱っています。  
※詳しくは50ページをご覧ください。担当課:市民税課(TEL024-924-2081)